

盛岡広域振興局長告示第69号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200125	放課後等デイサービスセンター「第2いちご園」	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第5地割186番地3	社会福祉法人いちご会	平成28年8月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200125	放課後等デイサービスセンター「第2いちご園」	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第5地割186番地3	社会福祉法人いちご会	平成28年8月1日

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200125	放課後等デイサービスセンター「第2いちご園」	紫波郡矢巾町大字又兵エ 新田第5地割186番地3	社会福祉法人いちご会	平成28年8月1日